

## 奨学生募集要項

公益財団法人  
江頭ホスピタリティ事業振興財団

当財団は、“ホスピタリティ産業”の発展を通じて、『ホスピタリティ』という概念が広く社会に定着し、多くの方々が健康で豊かな生活を送ることができることを目的に活動する公益財団法人です。

「外食産業」や「ホテル産業」、「観光産業」、「医療・福祉産業」などは、『ホスピタリティ産業』と総称されています。ホスピタリティとは「思いやり」や「もてなしの心」を意味し、ホスピタリティ産業とは「他人の喜びを己の喜びとする」産業という意味です。

そして、ホスピタリティ産業にとって最も大切なのはそこに関係する「人」です。そこで当財団では、ホスピタリティに興味を持つ学生、将来これらの産業に従事したいと考える学生、また食や食文化に興味を持つ学生に対して、人材育成の為の奨学生給付事業を行っています。

奨学生には、奨学生を利用して「食」、「観光」、「医療・福祉」等々ホスピタリティに関する豊かな経験を積み、また自己研鑽を進め、ホスピタリティ産業への理解を深めてほしいと願っています。

このたび、令和6年度の奨学生を下記の要領で募集します。ご応募をお待ちしております。

### 記

#### 1. 応募資格

- 外食産業・観光産業などに代表されるホスピタリティ産業に興味がある者。  
又は将来就業したいと考えている者、あるいは食や食文化・ホスピタリティに興味のある者で、現在大学（専門学校を含む）2年次に在学中の者（専門学校にあっては1年次の者）。
- 学業、人物ともに優れている者。
- 面接、説明会への出席を含め、当財団の定める事項を誠実に遵守できる者。

\*奨学生受給条件： ①給付期間を通して学籍があること。  
②原則として日本国内で通学していること。

\*応募資格についてのご質問は、お気軽にお問い合わせください。

#### 2. 奨学生給付額および給付期間

月額20,000円を令和6年4月より令和7年3月までの12ヶ月間給付する。  
この奨学生は給付するもので返還を要さないが、給付にあたっては年4回程度レポート提出等の義務を課す。義務を履行しない者は、年度の途中であっても給付を中止することがある。

#### 3. 募集人員

20名程度

#### 4. 応募期限

令和5年12月1日（金）までに、下記(8)住所宛に郵送（必着）。

#### 5. 提出書類

##### (1) 奨学生給付申請書

所定の用紙（A3）に写真を貼付したもの。

申請書用紙は学生課で交付を受けてください。

尚、学生課で入手できない場合は、下記(8)まで請求してください。

##### (2) 成績証明書

\*提出された書類は返却しません。個人情報は奨学生採用選考のために使用し、他の用途には使用しません。

#### 6. 選考方法および日程

書類審査および面接の上、決定します。

- |           |                       |
|-----------|-----------------------|
| (1) 面接日通知 | 令和5年12月中旬に発送を予定       |
| (2) 面接    | 令和5年12月下旬～令和6年1月中旬の平日 |
| (3) 会場    | 福岡・大阪・東京・仙台の4会場を予定    |
| (4) 採用決定  | 令和6年2月上旬を予定           |
| (5) 採用説明会 | 令和6年3月下旬を予定           |

上記は予定です。確定次第、いずれも本人宛に文書で通知します。

#### 7. 選考基準

- (1) 申請書の内容、成績、面接時の情報をもとに、採用委員会において資格を検討します。  
(応募者多数の場合は、書類審査を以って一次選考とする場合があります。)
- (2) 適格者多数の場合は、適格度の高い者から採用します。

#### 8. 問い合わせ、申請用紙交付請求、応募書類提出先

〒812-0893 福岡市博多区那珂3丁目28-5 ロイヤルホールディングス株内  
公益財団法人 江頭ホスピタリティ事業振興財団  
事務局 奨学生係 ☎: 092-471-2466 ☐: e-zaidan@h4.dion.ne.jp